

令和7年度 下京中学校 部活動規約

令和7年4月
生活向上部 部活動係

本市の部活動ガイドラインに沿って活動すること

1. 入部

※1年生の入部時にあたり、以下の内容を学活で各担任が説明する。

各顧問も部活動ミーティング時に説明する。

- 3年間続けて活動ができるよう入部時には十分に以下のことを説明し決定できるようにする。

※（土・日・祝の練習や、習い事・塾との兼ね合い、体力面等。）

- 安易な退部は認めないが、諸々の事情を考慮し、場合によっては個別に対応する。

（担任・部顧問と相談の上）

2. 退部

年度内の退部については、諸々の事情を考慮し、場合によっては担任・顧問との相談の上認める。

- 退部の手続きは次の通りとする。

① 担任と部活動顧問が相談→保護者と連絡をとる。

② 担任（部活動顧問）が部活動係に退部申請用紙をもらい生徒に渡す。

→ 生徒、保護者が用紙に記入し担任に提出

→ 担任が用紙に記入し、顧問に提出

3. 活動時間

期間	終了時間	完全下校
通年	16時45分	16時55分

第2施設（成徳・安寧・梅涙）は15分の延長も可能

4. 活動停止日

- 夏季休業中学校閉鎖期間、冬季休業中学校閉鎖期間
- その他、式典など特別な事情により停止日を設定することもある
(特別警報が発令された場合なども含む)
- 土、日、祝祭日及び休業日 [顧問の直接指導により活動可とする]
- 週1回の部活動停止日は活動不可

5. 練習時の服装

- ①体育時の服装
- ②試合時のユニホーム
- ③顧問が必要と考えた各部の練習着

※体操服は、体育の授業の着方に準ずるものとする。

6. 下校指導

- 顧問が時間に留意し、下校指導する（完全下校の厳守）。完全下校時間の15分後で施錠となるため、下校時間を過ぎた部員に関しては、各顧問の先生で指導のうえ開錠して下校させてください。（教職員、生徒ともに時間厳守の意識を高めたいと考えています。）
- 平日の成徳施設での部活動を行う際は、下京中学校から成徳施設まで、徒步での行き帰りを徹底して行うこととする。

7. 早朝昼休み練習

- 原則禁止とする。

8. 部費

- 1人1ヶ月500円以内とする。その際、部費回収の保護者案内を作成すること。
→保護者案内は管理職へ提出すること。
- 部費で間に合わない費用については管理職に相談の上、部費とは別途に集める。
- 部費・およびその他、生徒からお金を集めた場合、年度末に決算報告書の作成が必要になります。
→決算報告書は管理職へ提出すること

※今年度、部費を集める部活動については、部活動係・管理職まで報告してください。

9. 合宿

- 職員会議で周知徹底し、顧問が原則2名引率すること。
- 参加生徒は希望者のみとし、保護者会をひらき、了解を得ること。

10. 部の設立・廃止

【部の設立】現状においては部の設立は認めない。

【部の廃止】第1、2学年の実質活動人数が少ない場合、次年度からは募集しない可能性がある。

Ⅱ. その他

- 校外の活動の集合・解散は校区内集合・解散とする。
- 下校時は練習着のまま下校してもよい。
- 再登校時、土・日・祝祭日、春休み・夏休み・冬休みは練習着で登下校してもよい。
- ジュース・缶類（お茶も含む）の持ち込みや買い食いなどをしてはならないこと。
- 熱中症対策の飲料（経口補水液、スポーツドリンク等）は、必要に応じて持参してもよい。
- 休日についても、持ち物・服装などは学校で決められた規則に準じて活動を行う。
- 更衣場所は、各部活で決められた場所です。荷物は活動場所へ持っていく。
- 活動・更衣場所はしっかりと整理・整頓させ、貴重品は各自または部で管理する。
- 部の連絡は、職員室前のホワイトボードを使い、放送は緊急時のみとする。
- 学校のまわりおよび校舎内のランニングは禁止する。
- 校舎内の活動は、周囲の生徒や物の安全を確保できる状態で行う。
- 学校の規則を守り、下京中学校の生徒として責任ある行動をとる。
- 校外での活動は、校外活動届を週ごとに提出をする。
- 公式戦の結果を係で集約するため、結果報告をする。
- 活動の連絡は生徒間でのSNSは利用しない。
- 各部の月間予定表は、前の月末に管理職に提出する。
- フロアでのボール使用は、器物損壊につながらないよう安全面に十分配慮して使用すること。

部活動ガイドライン

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000214/214490/chubugaidorain.pdf>

参考

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(H30.3)

※一部抜粋

- ア　運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。
- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。|